

る。また、労働福祉事業において行われている見直しを踏まえ、事業の内容等について検討する。なお、船員保険の福祉事業として実施している衛生担当者講習会については、事業の効率性に鑑み、船員災害防止協会において実施することが適切であることから、船員災害防止協会が行う事業に統合し実施することが適当である。

※ 船員災害防止協会は「船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）」に基づき、船員の安全の確保及び船内の衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的に設置された団体である。

V 運営主体

1 新船員保険

(3) 不服審査

○ 現在、船員保険の給付に不服がある場合には、社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求を行うこととされている。一方、労災保険の給付に不服がある場合には、労災保険審査官及び労働保険審査会に審査請求を行うこととされている。

○ 今後は、職務上特別給付部門の給付であって労災保険からの給付と併せて上乘せとして支給されるものは、その審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して行うことが適当である。なお、労災保険からの給付が認められることが給付の前提となることから、労災保険の給付決定の適否については労災保険審査官及び労働保険審査会に対して行うことが適当である。

○ 職務上特別給付部門の給付であって、労災保険からの給付を前提とせず独自に給付するものについては、社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求を行うことが適当である。

2 労災保険及び雇用保険に係る地方運輸局の業務

（労働災害の予防と補償の連携の確保）

○ 労働基準法や船員法に基づく労働基準に係る船舶所有者の監督業務は、労働災害の予防としての役割も果たしているが、これについては、現行どおり国土交通大臣及び船員労務官が実施することとする。あわせて、労働災害の予防と補償を一体的に行う必要性を考慮し、労働災害の予防を所掌する国土交通省と労働災害の補償を所掌する厚生労働省との間に船舶所有者又は船

員に対する指導の要請などの連携規定を設けることとする。

- 船員法の適用を受ける船員に関する未払賃金立替払事業については、労災保険統合後は、労働福祉事業における同様の事業の範囲で、船員も対象とするが、未払賃金立替払事業のうち、事実上の倒産の認定、未払賃金の額の確認等については、現行どおり地方運輸局長が行うこととする。あわせて、事業の適正な運営を確保するため、監督機関からの本来的な使用者責任の追及を所掌する国土交通省と立替払金の支払、不正受給に係る返還命令及び債権管理業務を所掌する厚生労働省との間に、事業の適正化のための措置の要請などの連携規定を設けることとする。

VI 費用負担

1 労災保険の保険料

(事業の種類)

- 労災保険においては、その保険料率を事業の種類ごとに定めている。船員保険の職務上疾病・年金部門を統合した際には、船員労働の特殊性を共有する一つの保険集団として、同じ種類の事業として取り扱い、同一の保険料率を適用することとすべきである。

(償却分の料率)

- 船員保険及び労災保険の財政方式の違いにより、労災保険への統合に伴って移換金の支払いが必要となるが、現在の職務上疾病・年金部門の積立金を充てたとしても賄いきれない分について、その償却に充てるための保険料を別途徴収することとし、そのための償却料率を一律に上乘せすることが適当である。(詳細についてはⅦの2の(1)で後述。)

(統合後の新規加入)

- 今後、船員に係る事業を行う者として労災保険が適用されることとなる船舶所有者についても、負担の公平性の観点から、償却料率を含め同じ保険料率の労災保険料を賦課することが適当である。

(メリット制)

- 現在、船員保険及び労災保険において、労働災害の多寡により一定の範囲内で保険料を増減して、労働災害の防止を促進しようとするメリット制を導入しているところである。その実施に当たっては、船員保険においては、100人以上の規模の船舶所有者を対象として、保険料を35%の範囲内で増

減させている。

一方、労災保険においては、①100人以上の規模の事業もしくは②20人以上100人未満の規模の事業で労働者数に労災保険料率を乗じて得た数が0.4以上となるものを対象として、保険料を40%の範囲内で増減させている。

○ また、保険料率の増減率を決定するための収支率の算定に当たっては、船員保険においては職務上年金部門の給付とそれに充てられるべき保険料の額を対象とし、一方、労災保険においては業務災害に係る給付（特別支給金を含む。）とそれに充てられるべき保険料の額を対象としている。

○ 労災保険への統合後は、労災保険のメリット制を採用すべきである。

○ なお、船舶については、その就労場所としての特性に鑑み、労働災害が発生した場合には、関係機関が連携して、確実な把握及び適正な請求が確保されるよう、措置を講じる必要がある。

VII 施行時期及び経過措置等

1 主な改正の施行時期

(2) 平成22年度までに施行予定のもの

以下の現行の船員保険制度の見直し、新船員保険制度への移行に伴う措置については、平成22年度までに施行することとすべきである。

- ・ 職務上疾病・年金部門の労災保険への統合
- ・ 失業部門の雇用保険への統合
- ・ 船員保険の運営主体の見直し

2 経過措置

(1) 職務上年金部門及び失業部門の移換金

（職務上年金部門の移換金）

○ 職務上年金部門の統合に伴い、船員保険と労災保険の財政方式の違い※により、統合前に支給事由の生じた受給者に係る将来の年金給付に要する資金（移換金）が約2,100億円必要となり、当該部門に係る積立金約700億円を除いた差額約1,400億円が残っている。（平成21年度末時点の見込み。なお、移換金の額は、施行に向けた準備を行う時点の推計に基づき、

見直しを行う必要がある。)

※船員保険の財政方式：ある程度の積立金を保有し、積立金が枯渇しない保険料率を設定し、保険料と積立金の利子収入等で受給者の給付を賄う賦課方式的要素と積立方式的要素を併せ持った財政方式

労災保険の財政方式：事故発生時点の事業主集団が年金給付に必要な費用を全額負担すべきとの考え方から、事故発生時点の事業主集団から将来給付分も含め当該年度において徴収し、次年度以降に支給する分を積立金として保有する方式（充足賦課方式）

○ 平成17年12月にとりまとめられた検討会報告書において、積立金差額の償却に当たっては次のような点を考慮することが必要とされている。

- ・ 異なる制度（財政方式）の統合により発生する積立金差額の負担の在り方についてどのように考えるか。
- ・ 積立金差額を縮小させる観点から、船員保険が保有している他部門の積立金及びその他の資産の取扱いをどのように考えるか。
- ・ 船舶所有者の負担を急激に過大なものとしないうために、償却期間及び償却料率をどのように設定するか。

<負担の在り方>

○ この移換金として求められる負担は、労災保険と統合しなかった場合であっても、いずれは既に受給権の発生した受給者に係る将来の年金給付に要する資金として船舶所有者が負うものである。このため、統合に伴って発生する移換金についても、船舶所有者が負担することとする。また、積立金差額については、労災保険料率の上乗せにより償却していくこととすることが適当である。

<積立金及び資産>

○ 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約170億円、失業部門約230億円、福祉・業務取扱部門約70億円。平成21年度末時点の見込み。）※ については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てることが必要である。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約1,300億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率

の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるべきである。

※ 数値は、第6回「船員保険制度の在り方に関する検討会」（平成17年8月26日）の資料による（被保険者数は、平成27年度に3万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

- なお、積立金及び保険料率は、施行に向けた準備を行う時点で改めて推計を行い、見直しを行う必要がある。

<償却期間及び償却率>

- 積立金差額の償却に当たっては、船舶所有者の保険料負担を軽減する観点から、上記のように他部門の積立金の取扱い等により積立金差額の圧縮を図った上で、労災保険における財政方式の切替えの際の例※ にならない償却期間を長期間に設定する等により、統合の際には船舶所有者の全体の保険料率が現在よりも増加しないよう措置を講じることが適当である。

※ 労災保険における平成元年度の充足賦課方式への変更に伴う積立金差額の償却期間は当初30年とされていたが、その後35年に見直されている。

- また、福祉施設については、累次の閣議決定等を踏まえ、必要性について精査を行い、整理合理化を図ることとなる。
- 本懇談会においては、被保険者数が平成27年度まで減少し続け平成27年度に3万人、3.5万人、4万人となる場合で償却期間を長期間置いたケースについて、参考として平準保険料率がどの程度になるかを試算した（※）が、移換金の額及び積立金の額と同様、施行に向けた準備を行う時点で具体的に推計を行い、償却のための保険料率を決定する必要がある。

※ 試算結果については、以下の表のとおり。

償却期間	被保険者 積立金差額	3万人 (ケース1)	3.5万人 (ケース2)	4万人 (ケース3)
30年	1,300億円	32.1%	27.8%	24.5%
35年	1,300億円	28.4%	24.5%	21.6%

（注）ケース1：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3万人で下げ止まるもの。

ケース2：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3.5万人で下げ止まるもの。

ケース３：被保険者数は平成２７年度まで減少し続け、平成２７年度に４万人で下げ止まるもの。

積立金差額（１，３００億円）は、職務上年金部門以外の部門の積立金からの充当を仮定した場合の一例。

- なお、積立金差額は船舶所有者において償却されるべきものであることから、労災保険への統合後も、労災保険における保険料率の見直し時に償却料率についての見直しを行い、被保険者数の推移等を考慮し、その時点での積立金差額を見て必要な場合には保険料率の改定を行うこととなる。

(2) 職務上疾病部門・年金部門の移行期間に係る支給決定及び支払事務

（職務上疾病部門）

- 施行日前に支給事由が生じた給付については、公法人において支給決定及び支払事務を行うことが適当である。
- また、職務上疾病部門の給付に要する保険料財源は、労働保険特別会計に移換され、施行日以後、都道府県労働局が保険料徴収を行うことから、施行日前に支給事由の生じた給付に係る財政責任は労働保険特別会計が負うこととなる。したがって施行日前に支給事由の生じた給付の支払いに要する費用のうち、労災保険の給付に相当する額については、労働保険特別会計から公法人に対して資金交付を行うことが適当である。

（職務上年金部門）

- 施行日前において支給事由が生じた給付に係る事務（支給決定、現況の確認、支払事務、失権に関する事務及び諸変更に関する事務等）については、公法人において行うことが適当である。
- また、職務上年金部門の給付のうち、施行日前に支給事由の生じた給付については、将来の給付に要する資金として約２，１００億円（平成２１年度末時点の見込み）が労働保険特別会計に移換されることから、労働保険特別会計から公法人に対して資金交付を行うことが適当である。

3 制度見直しに関する周知

- 今回の船員保険制度の見直しに伴い、船員保険の被保険者及び船舶所有者が、制度の変更に関する情報が不足することにより、給付の申請等に際して不都合

や不利益が生じることがないように、今後、制度の見直し内容について周知を十分に行うべきである。